

各位

プロテープ SDSについて

本製品のように、固体状の化学製品を組み合わせた成形品の場合、
取扱いや加工の過程で溶融等により固体以外の状態にならず、
取扱いや加工の過程で粉状又は粒状にならないのであれば、
わが国では、化管法の規定により、SDS 提供義務及びラベルによる表示
の努力義務がありません。

(下記 URL にアクセスし、問18、問30、問31、問34をご参照ください。)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html

以上ご理解の程よろしくお願いいたします。

旭エンジニアリング(株)

化成品部